

兵庫県山岳連盟規約

第1章 総則

【名称】

第1条 この連盟は兵庫県山岳連盟といい、外国に対しては The Hyogo Mountaineering Association という。

【事務所】

第2条 この連盟の事務所は、神戸市灘区王子町2丁目2-1 神戸登山研修所内に置く。

第2章 目的および事業

【目的】

第3条 この連盟は安全登山を第一に、山の環境と文化に配慮した登山、及び山岳スポーツの普及振興を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 この連盟は前条の目的を達成するため次の事業をする。

- (1) 登山及び山岳スポーツの普及振興
- (2) 登山及び山岳スポーツに関する大会等の開催
- (3) 登山及び山岳スポーツに関する競技力の向上
- (4) 登山及び山岳スポーツに関する指導者の育成
- (5) 山岳遭難の予防と遭難対策に関する調査研究および指導
- (6) 山岳自然環境の保護及び自然保護活動の推進
- (7) 登山及び山岳スポーツに関する図書の収集と機関紙の発行
- (8) 神戸登山研修所の管理、運営
- (9) その他この連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

【会員】

第5条 1.この連盟は次の会員で組織する。

- (1) 正会員 兵庫県下の山岳団体で常任理事会の承認を受けたもの
 - (2) 登録会員 正会員の団体に所属する個人で登録したもの
 - (3) 賛助会員 正会員の団体に所属しないが連盟の目的に賛同する個人
- 2.登録会員、賛助会員、特別賛助会員は議決に加わらず、連盟の役員にはその資格に於いては選出されないものとする。

【会 費】

第6条 この連盟の会費は年額次とおりとする。

正 会 員 年額 15,000 円

登録会員 " 1,500 円

賛助会員 " 1,800 円

兵庫県高等学校体育連盟登山専門部については年額 30,000 円とする

【入会方法】

第7条 1.この連盟の会員になろうとするときは、入会金 5,000 円および会費 1 年分を添えて
所定の申込書を理事長に提出し、第 5 条に定める手続きを経なければならない。

2.登録会員になろうとするときは、正会員の団体を経て会費 1 年分を添えて所定の申
込書を理事長に提出しなければならない。

3.賛助会員になろうとするときは、会費 1 年分を添えて所定の申込書を理事長に提出
しなければならない。

【資格喪失】

第8条 この連盟の会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会

2. 死亡、失踪宣告および正会員に会っては、市の団体の解散

3. 除名

4. 正会員が会費を 2 年間滞納した時

【除 名】

第9条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することがで
きる。

1. この連盟の会員として義務に違反したとき

2. この連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に反する行為があったとき

第 4 章 役 員

【種類ならびに定数】

第10条 この連盟に次の役員を置く。

会 長：1 名 副会長：若干名 名誉会長：適宜

理事長：1 名 副理事長：若干名

理 事：正会員団体から推薦があったもの（内常任理事は理事の半数程度）

女性理事は 40%を目途とする

専門委員長：各専門委員会 1 名 専門委員：理事が務める

監 事：2 名 顧問：若干名 参 与：若干名

【選出の方法】

第11条 理事は加盟団体から推薦を受け、会長が委嘱する。

会長、副会長は理事会で推薦を受け、総会において選任する。就任と同時に理事の資格を得る。

名誉会長は、会長を辞し連盟が必要と認めれば会長が委嘱することができる
理事長、副理事長、常任理事は理事の互選による。ただし、必要に応じ加盟団体の推薦によることなく常任理事を会長が委嘱することができる。

監事は総会で選出し会長が委嘱する。

顧問、参与、専門委員は常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

【任 務】

第12条 会長は連盟を代表して、業務を総括し総会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその業務を代行する。

理事長は副理事長と共に常務を処理する。

常任理事は常任理事会を通して会務の執行にあたる。

監事は会計を監査する。

名誉会長は会長の相談役にあたる。

顧問は連盟の運営に関し必要な提言をし、参与は会長の諮問に応じる。

【任 期】

第13条 役員任期は2年とする。ただし重任は妨げない。役員に欠員が生じた時は随時補充をする。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

【総 会】

第14条 総会は毎年度終了後2ヵ月以内に開催する。

総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

総会は全ての正会員で構成し、会長が招集する。

正会員の団体を代表する者は総会に出席し議決する。代理出席は認める。

総会は会長、副会長の選任及び事業報告、決算報告の承認、事業計画、予算の審議・承認、規約の変更並びにその他の重要事項の審議・議決を行う。

【運営委員会】

第15条 運営委員会は必要に応じて理事長が招集する。基本は月1回開催する。

連盟運営に生じた諸問題を検討し、これをもって常任理事会に諮る。

【理事会】

第16条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。開催は原則総会の前後1回開催し理事長、副理事長、常任理事を互選し決定する。

【常任理事会】

第17条 常任理事会は月1回理事長が召集し、連盟に必要な事項並びに緊急に処理しなければならない事項を協議し執行する。

【専門委員会】

第 18 条 第 4 条の目的を遂行するために必要な専門委員会を置くことができる。

クライミング施設運営、図書、技術・遭難対策、指導、普及、自然保護、広報、競技、ジュニア、編集の各委員会を設け、各委員長、副委員長を中心に活動する。

【事務局】

第 19 条 この連盟の事務を処理するため事務局を置く。

事務局員は原則無給とするが、有給の事務局員を置くこともできる。

事務局長、事務局員は会長が任命する。

【議 事】

第 20 条 すべての議事は出席者の過半数の同意で決する。

第 6 章 会計

【会 計】

第 21 条 この連盟の会計を処理するため会計を置く。

【会計年度】

第 22 条 この連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【経 費】

第 23 条 この連盟の経費は会費、補助金、委託金、寄付金、及び事業収入をもって充てる。

第 7 章 雑則

【支部の設置】

第 23 条 会長が必要と認める場合には、この連盟の支部を設置することができる。

それぞれの支部長を中心に活動、諸検討事項に対処する。

2022 年 1 月 改定